

渡す種苗法改定案は廃案に

10月26日から始まる臨時国会で、政府は種苗法改定法案の早期成立をねらっています。同法案の主な内容は、登録品種の自家増殖を一時的に禁止することで、事実上、一律に禁止し、農家の種取

多国籍企業の狙いに応え 自家増殖禁止を盛り込む

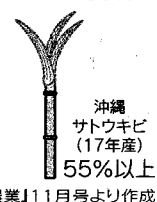
種苗法改定のねらいは、豆など主要食料の優良な種子を安定的に供給するために、都道府県に対して種子の生産・普及に責任をもたせる法律でした。しかし、「種子法が2017年に種子法が廃止され、農業競争力強化支援法が制定され、農業競争力強化支援法が制定されまし

「種子法は、米、麦、大豆など主要食料の優良な種子を安定的に供給するために、都道府県に対して種子の生産・普及に責任をもたせる法律でした。しかし、「種子法が2017年に種子法が廃止され、農業競争力強化支援法が制定され、農業競争力強化支援法が制定されまし

「種子は公共のもの」だから こそ環境変化に適応する力に

そもそも種子は誰のものか。種子は農耕が始まって以来、より作りやすくおいしいものに育てたいという人類の自然環境に育まれてきました。 「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する

録品種の割合



法改定で海外流出は防げない

「種子法改定をめぐって、政府は一部と安定性に大きな問題が」として、日本でも新種の「育成者権」を強化しようとする。種苗法改定を提案しています。

農家は、民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまで、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に際する知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割を担う」という内容です。都道府県は民間企業の準備が整うまでは種苗事業をやりなさい、そして準備が整ったら、民間企業にそれを提供しなさい、という内容です。



小麦の高穂選抜風景 (群馬県農業技術センター)

「環境の変化及び将来の人類のニーズに適合」(ITPGR) すること、ができるのは、農民の自家増殖です。これは、歴史が証明しています。今年1月に登録・出願が受理された、秋田県大館市の畠山和夫さんの新品種は「あきたましまら」比、3割増収が望めるほか、倒伏しにくいのが強み。弾力のある食感や甘みも特徴だといえます。

今年1月に登録・出願が受理された、秋田県大館市の畠山和夫さんの新品種は「あきたましまら」比、3割増収が望めるほか、倒伏しにくいのが強み。弾力のある食感や甘みも特徴だといえます。

その生産は「雑穀を0.01%までにする」厳しい基準にもとじています。それを守るには、穂の出た真夏の田んぼの中を慎重に歩き、雑穀を抜き取る作業が不可欠です。こうしてこそ純粋な特性が守られます。

このように品種特性を守る重要な役割や、新品種の開発を担ってきた種子事業者の公共性を守るために、種子法廃止後に、独自の種子条例が2道県で制定され、さらに4県で条例制定の審議が進んでいます。

図1 サツマイモの一般品種(青)と登録品種(赤)の作付け比率(2020年5月農民連調査)

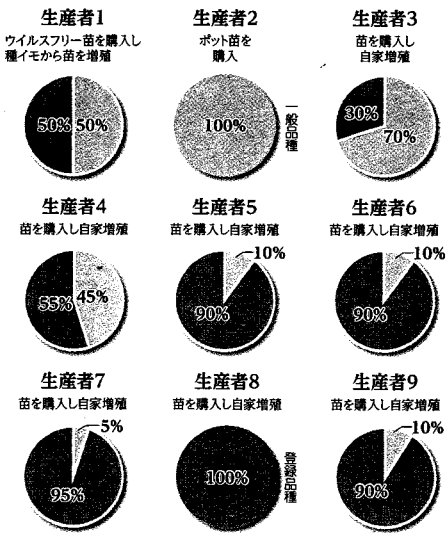


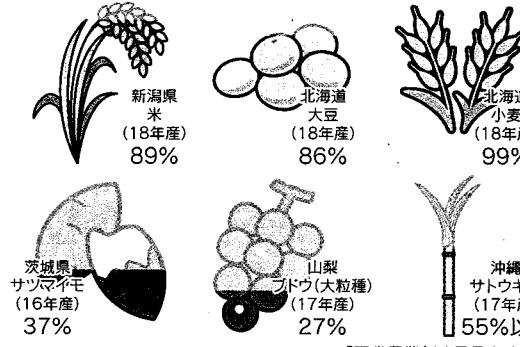
表 重点作物の登録品種割合

北海道・ばいれいしょ	53%
青森・リンゴ	29%
秋田・枝豆	71%
福島・桃	71%
茨城・アスパラガス	69%
栃木・イチゴ	83%
群馬・レタス	50%
千葉・落花生	50%
神奈川・トマト	57%
長野・ソバ	43%
和歌山・ウメ	39%
岡山・梨	50%
鹿児島・お茶	44%

※栽培されている品種の数のうち登録品種の割合(印編さんブログから)

種子を企業に明け渡す

図2 各地域の主要作物に占める登録品種の割合



【現代農業】11月号より

「農家に影響少ない」はウソ 栽培は登録品種が圧倒的

農林水産省は種苗法改定の影響を懸念する声に対し「登録品種の数は一般品種の1割程度だから、農家への影響は少ない」と説明している。しかし実際はそうではない。農水省の数字に「栽培は登録品種が圧倒的」という事実がある。米は、農水省の数字に「栽培は登録品種が圧倒的」という事実がある。米は、農水省の数字に「栽培は登録品種が圧倒的」という事実がある。

法改定で海外流出は防げない
海外での品種登録こそ唯一の防止策

日本の種苗の海外流出を防ぐために国内の農家の自家増殖を規制しなければならない、というのが種苗法改定の説明の中でもっとも論点を欠いている点で、国内の農家が海外に流出させる種苗が少なくない。しかし、種苗法を改定したとしても海外流出は防げない。海外での品種登録こそ唯一の防止策である。

廃案求める新署名にご協力を

農民連本部は「種苗法改定案」の廃案を求める署名を11月15日まで、2次集約を11月15日までとします。農民連本部まで郵送でお送りください。ファクスやメールでは無効になります。署名用紙は、農民連本部ページからもダウンロードできます。希望者は、郵送の送ります。

農民から栽培技術奪う 許諾料払えるか不安



サツマイモの伏せ込み作業

茨城県阿見町で、サツマイモを4・5畝栽培する中島悟さんは、種苗法改定によって自家増殖が原則禁止されることに不安を感じている。阿見町の「さつまいも」のブランドを守るため、現在登録品種の「へにはるか」をメインにした生産に必要な苗は、10万本を超えます。苗の確保は、毎年1本40円前後のワイルスフリー1苗を2000本購入し、苗を生産するための種芋を育て、翌春、苗床に選別した種芋を伏せ込み育苗をします。1カ月ほどして30センチくらいに伸びた苗を、太さや生育の勢いなどをそろえて切り取り、畑に植え付けます。10万本を超える苗を、自家増殖でなく、すべて購入するとコストは現在の3倍くらいになります。

今や新品種登録数では日本は中国や韓国にも追い越されました。その原因は政府が農家を減らす政策を進めたことでも、その上に種苗法改定でさらに農家から搾り上げれば農家がさらに減るでしょう。地域の種苗会社もさらに追い詰められることになりました。その一方で、日本に品種登録される種苗の中で外国法人によるものが急激に増えています。17年

問題点はコストだけでなく、植え付けの作業が業者任せになるうえに、品質の安定した苗が届くのかどうか不安になります。また、みんなが業者から購入することになると、安定的に供給されるかどうか心配です。作業面や品質・供給体制などの不安を考えると、許諾料を払って自家増殖を選択せざるを得ないかとも考えますが、許諾料がどのくらいになるのか不安です。サツマイモ生産の基本は、しっかりと苗を自分で育てることだと思います。農家が培ってきた生産技術を奪う「自家増殖の原則禁止」を盛り込んだ種苗法改定案は、廃案にすべきです。

農水省の数字に「栽培は登録品種が圧倒的」という事実がある。米は、農水省の数字に「栽培は登録品種が圧倒的」という事実がある。米は、農水省の数字に「栽培は登録品種が圧倒的」という事実がある。

日本では新規登録された種苗の36%が外国人によるものです。一方、この数年で地方自治体の開発した新品種は半分以下に落ちてしまっています。種苗を育てる側の農家を増やしてこそ、日本の地域の種苗産業も活路が開けます。地域の種苗育成を地方自治体を通じて支援して、地域の農産物を生かす方策こそが、何よりの解決策ではないでしょうか。